# 令和 8 年度　第 1 回南風原町下水道事業審議会議事要旨

**1　会　議　名：**令和 8 年度　第 1 回南風原町下水道事業審議会

**2　開催　日時：**令和 8 年 9 月 7 日（月）　午後 2 時 00 分～午後 3 時 50 分

**3　場　　所：**南風原町役場　4 階　401 会議室

**4　出　席　者：**＜審議会委員＞

出席委員 7 名、欠席 0 名

1. 平　剛（沖縄国際大学教授）
2. 仲尾　国弘（公営企業会計支援センター公認会計士・税理士）
3. 久場　ふさ子（兼本ハイツ自治会会長）
4. 赤嶺　謙（神里区区長）
5. 宮城　よね子（南風原町女性連合会副会長）
6. 鈴木　雅人（津嘉山在住町民）
7. 金城　京一郎（南風原町商工会会長）

＜事務局等＞

下水道事業管理者 南風原町長　金城宏孝

経済建設部長　野原義幸

区画下水道課長　中村太一

区画下水道課庶務普及班　神里貴子、池内周子

株式会社 NJS

**5　傍聴　人数：**0 人

**6　議事**

（1）会長及び副会長の選任

（2）諮問

（3）南風原町下水道事業及び審議会について

（4）沖縄県流域下水道維持管理負担金単価改定に伴う使用料及び料金表の表示改定について

・議事に先立ち、町長から開会の挨拶がなされた。会長及び副会長の選任後、町長から会長へ諮問書が手交され、会長による会議進行のもと、事務局より資料の説明を行い、その後、審議を行った。主な審議内容については、以下のとおり。

**＜議事内容＞**

**1　会長及び副会長の選任**

| | |
|---|---|
| 【事務局】 | 南風原町下水道事業審議会設置条例第 5 条に基づき、委員の互選により会長及び副会長を選任する旨を説明した。 |
| 【委員】 | 会長に仲尾国弘委員、副会長に平剛委員を選任した。 |

**2　諮問**

| | |
|---|---|
| 【町　長】 | 南風原町下水道事業審議会設置条例第 2 条に基づき、次の 2 事項を諮問した。<br>①沖縄県流域下水道維持管理負担金単価改定に伴う南風原町下水道使用料及び関係条例中の料金表の表示改定について<br>②経営戦略に基づく南風原町下水道使用料の改定について |

**3　南風原町下水道事業及び審議会について**

| | |
|---|---|
| 【事務局】 | 資料①「南風原町下水道事業について」及び資料②「南風原町下水道事業審議会について」に基づき、下水道事業の概要、公営企業会計の仕組み、経営状況、審議会の位置づけ及び今年度の審議予定を説明した。令和7年度の経費回収率は82.5%であり、汚水処理費の約2割を使用料で賄えていないこと、決算上は利益が生じているものの、基準外繰入金を除くと不足となることなどを説明した。 |
| 【委　員】 | 県内団体との使用料単価の比較は令和6年度数値によるものであり、令和7年度の順位は変わる可能性があるのか。 |
| 【事務局】 | 令和7年度の各団体の数値はまだ出そろっておらず、順位が変わる可能性はある。数値が判明した段階で審議会に報告したい。 |
| 【会　長】 | 収益的収支では利益が生じているが、企業債の元金償還は別枠である。令和7年度の償還額について確認したい。 |
| 【事務局】 | 企業債償還額については、確認の上、改めて回答する。 |
| 【副会長】 | 長期前受金戻入は現金収入ではないが、今後も安定して計上されるものか。 |
| 【事務局】 | 補助金を耐用年数に応じて収益化する会計処理である。下水道整備が途上で補助金対象資産も増えるため、当面は大きく減少しない見込みである。 |
| 【委　員】 | 町内の下水道管路の老朽化状況を把握しているか。 |
| 【事務局】 | 令和6年度にストックマネジメント計画を策定し、令和7年度から古い管路の点検を進めている。最も古い管路は約44～45年経過している。点検の結果、緊急対応を要する腐食は確認されていないが、マンホール蓋の摩耗等があるため、引き続き調査を行う。 |

**4　沖縄県流域下水道維持管理負担金単価改定に伴う使用料及び料金表の表示改定について**

| | |
|---|---|
| 【事務局】 | 資料③に基づき、①条例中の料金単価を税込表記から税抜表記に改めること、②沖縄県の流域下水道維持管理負担金が令和9年4月から税抜1㎥当たり50円から58円へ引き上げられる予定であるため、その増額分8円を使用料へ反映することを説明した。基本使用料には10㎥分の80円、従量使用料には全ての水量区分で1㎥当たり8円を加算する案を示した。 |
| 【副会長】 | 条例上の料金表は税抜表記とする一方、町民に示す料金表は税込表記とするのか。 |
| 【事務局】 | 条例上は税抜表記に改めるが、町民向けの使用料早見表や周知資料は、実際の支払額が分かるよう税込表記で作成する。税抜表記とすることで、料金本体と消費税相当額を明確に区分でき、税率変更時の条例改正も不要となる。 |
| 【委　員】 | 令和7年6月に改定した後、令和9年度、令和10年度と続けて改定することは、町民に頻繁な値上げという印象を与える。令和9年度分と令和10年度分をまとめて1回の改定とすることや、改定時期・改定幅を柔軟に見直すことも検討できないか。 |
| 【会　長】 | 2段階とすれば1回当たりの引上げ幅は抑えられる一方、改定回数が増える。1回にまとめる場合は、料金体系や水量区分ごとの負担の在り方も含めた検討が必要となる。 |

| | |
|---|---|
| 【事務局】 | 改定を1回にまとめる案として、改定時期を令和9年度にまとめる場合、審議期間が非常にタイトなスケジュールになってしまう。一方、令和10年度にまとめる場合は、令和9年度の県負担金の増額分を町が負担することになり、年間約2,300万円の負担となる。町の経営状況を踏まえると、県負担金の改定と同時に反映する必要がある。また、令和10年度の改定については、他自治体の事例や料金体系のシミュレーションを行い、十分な審議期間を確保して別途検討したい。 |
| 【委　員】 | 一律8円の加算は分かりやすい一方、増加率で見ると少量使用者の負担感が大きくなる。使用量の多い者により多く負担してもらう料金体系も考えられるのではないか。 |
| 【会　長】 | 県負担金の増額分のみを2段階方式で反映するのであれば、全水量区分に一律8円を加算する案は公平で分かりやすい。料金体系を変更する場合は、令和10年度の経営戦略に基づく改定の中で検討する必要がある。 |
| 【会　長】 | 使用料改定だけでなく、接続率向上や経費削減など、経営効率化に向けた取組についても説明してほしい。 |
| 【事務局】 | 整備区域の拡大により接続人口は増加している。今後も接続率の向上に取り組むとともに、経営戦略の見直しでは料金体系や経費についても検証する。 |
| 【委　員】 | 事務局案のとおり、県負担金の増額分は令和9年4月から反映し、経営戦略に基づく改定は令和10年度に別途審議する2段階方式でよい。 |
| 【副会長】 | 令和9年度の改定案に異議はない。令和10年度の改定を検討する際は、上水道料金に関する情報も提示してほしい。 |
| 【事務局】 | 南部水道企業団の料金情報を収集し、今後の審議資料として提示する。 |
| 【会　長】 | 事務局案のとおり、令和9年4月から県負担金の増額分を全水量区分に税抜1㎥当たり8円加算し、条例中の料金表を税抜表記へ改めることについて確認した。 |
| 【委　員】 | 異議なし。 |
| 【会　長】 | 本日の審議内容に基づき答申書を作成することとする。 |

**7　その他**

（1）今後の手続

県議会の議決後、令和8年12月町議会定例会に条例改正案を提出し、約3か月の周知期間を設け、令和9年4月からの改定を予定する。

（2）次回審議会の日程

令和8年11月12日（木）午後2時から開催する。

（3）議事録署名人

会長のほか、平委員及び赤嶺委員を議事録署名人とする。

**8　閉会**